

伊 議 第 1 2 7 号

令 和 6 年 2 月 1 3 日

殿

伊 勢 原 市 議 会

議 長 大 山 学

令和6年伊勢原市議会3月定例会の招集について（通知）

令和6年伊勢原市議会3月定例会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、同日午前9時30分までに伊勢原市議会議場に参集願います。

併せて、議事日程及び会議資料を別添のとおり送付いたします。

以 上



伊勢原市告示第3号

令和6年伊勢原市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

伊勢原市長 高山 松太郎 

1 期 日 令和6年2月20日（火）

2 場 所 伊勢原市議会議場

令和6年伊勢原市議会3月定例会議事日程

令和6年2月20日（火）午前9時30分開会

（第1日）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 諸報告 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認について（令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 6 | | 令和6年度施政方針並びに予算編成大綱について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 令和6年度伊勢原市一般会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 令和6年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 令和6年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 令和6年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 令和6年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 伊勢原市食育推進会議条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 伊勢原市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 伊勢原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第13号 | 伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 19 議案第 14 号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 15 号 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 16 号 伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 17 号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 18 号 伊勢原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 19 号 伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 20 号 伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 21 号 伊勢原市ふれあいの森設置条例及び伊勢原市御所の入森のコテージ設置条例の廃止について
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 5 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 28 議案第 23 号 令和 5 年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 24 号 令和 5 年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 25 号 令和 5 年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 26 号 令和 5 年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 伊勢原市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 2 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び
和解）

専決処分の承認について

令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

専 決 処 分 書

令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和6年1月26日

伊勢原市長 高山 松太郎

理由

低所得世帯への物価高騰対策緊急支援給付金給付事業費について、緊急に所要の経費を計上する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする

伊勢原市食育推進会議条例の制定について

伊勢原市食育推進会議条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

食育基本法第 3 3 条第 2 項に基づき、伊勢原市食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

伊勢原市食育推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）

第33条第2項の規定に基づき、伊勢原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、伊勢原市食育推進計画（法第18条第1項の規定により本市が作成する計画をいう。）の策定について審議し、及びその実施を推進する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、食育に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ推進会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、食育推進計画主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例について

伊勢原市部設置条例（昭和46年伊勢原市条例第22号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開するとともに、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるように、内部組織が分掌する事務の一部を改めるため提案する。

伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例

伊勢原市部設置条例（昭和46年伊勢原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表企画部の項第6号中「広報広聴」を「広報」に改め、同項第7号中「防災」の次に「及び危機管理」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 情報化に関すること。

第2条の表総務部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条の表市民生活部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広聴及び市民相談に関すること。

第2条の表都市部の項第2号中「関すること」の次に「（土木部が所掌するものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市部設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略) (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1)～(5) (略) (6) <u>広報広聴</u>に関すること。 (7) 防災に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>総務部 (1)・(2) (略) (3) <u>情報システム</u>に関すること。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>市民生活部 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略) (5) (略)</p> <p>経済環境部 (略) 保健福祉部 (略) 子ども部 (略)</p> <p>都市部 (1) (略) (2) 公園及び緑化に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>土木部 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1)～(5) (略) (6) <u>広報</u>に関すること。 (7) <u>防災及び危機管理</u>に関すること。 (8) <u>情報化</u>に関すること。 (9) (略)</p> <p>総務部 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>市民生活部 (1)～(3) (略) (4) <u>広聴及び市民相談</u>に関すること。 (5) (略) (6) (略)</p> <p>経済環境部 (略) 保健福祉部 (略) 子ども部 (略)</p> <p>都市部 (1) (略) (2) 公園及び緑化に関すること (<u>土木部が所掌するものを除く。</u>) (3)～(5) (略)</p> <p>土木部 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>

伊勢原市手数料条例の一部を改正する条例について

伊勢原市手数料条例（昭和51年伊勢原市条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるほか、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を見直すなど、本市の手数料について所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢原市手数料条例（昭和51年伊勢原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「32の項及び33の項」を「34の項及び35の項」に改める。

別表第1中36の項を38の項とし、28の項から35の項までを2項ずつ繰り下げ、同表27の項中「閲覧に供する事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表29の項とし、同表26の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表28の項とし、同表中25の項を26の項とし、同項の次に次の1項を加える。

27 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に	除籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 700円
--	---------------------------------

当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第1の24の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表25の項とし、同表23の項の次に次の1項を加える。

24 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び27の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を

戸籍電子証明書提供用
識別符号1件につき
400円

行う場合における当該発行を除く。)

別表第1の22の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表第2の3の項の(5)ア中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項の(5)イ中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項の(5)ウ中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項の(5)エ中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項の(5)オ中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項の(5)カ中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項の(5)キ中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項の(5)ク中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第2の3の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市手数料条例新旧対照表（1 / 10）

現 行	改 正 案												
<p>第1条～第6条（略） （手数料の免除）</p> <p>第7条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1)～(8)（略） (9) <u>別表第1の32の項及び33の項の住居表示に関する法律</u>（昭和37年法律第119号）第9条第1項の住居表示台帳の一部の写しの閲覧又は交付のうち、同条第2項の関係人から請求があったもの (10)（略）</p> <p>第8条（略） 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 50%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～21（略）</td> </tr> <tr> <td>22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	1～21（略）		22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126	（略）	<p>第1条～第6条（略） （手数料の免除）</p> <p>第7条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1)～(8)（略） (9) <u>別表第1の34の項及び35の項の住居表示に関する法律</u>（昭和37年法律第119号）第9条第1項の住居表示台帳の一部の写しの閲覧又は交付のうち、同条第2項の関係人から請求があったもの (10)（略）</p> <p>第8条（略） 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 50%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～21（略）</td> </tr> <tr> <td>22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	1～21（略）		22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の	（略）
手数料を徴収する事項	手数料の金額												
1～21（略）													
22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126	（略）												
手数料を徴収する事項	手数料の金額												
1～21（略）													
22 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項、第5項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の	（略）												

伊勢原市手数料条例新旧対照表（2 / 10）

現 行		改 正 案	
<p>条の規定に 基づく磁気 ディスクを もって調製 された戸籍 に記録され ている事項 の全部若し くは一部を 証明した書 面の交付</p>		<p>2 第 1 項若 しくは第 1 2 6 条の規 定に基づく 戸籍証明書 の交付</p>	
2 3 （略）		2 3 （略）	
		<p>2 4 戸籍法 第 1 2 0 条 の 3 第 2 項 の規定に基 づく戸籍電 子証明書提 供用識別符 号の発行（ 情報通信技 術を活用し た行政の推 進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定め</p>	<p>戸籍電子証 明書提供用 識別符号 1 件につき 4 0 0 円</p>

伊勢原市手数料条例新旧対照表（3 / 10）

現 行	改 正 案
	<p> <u>るものに限</u> <u>る。以下こ</u> <u>の項及び2</u> <u>7の項にお</u> <u>いて同じ。</u> <u>)により戸</u> <u>籍電子証明</u> <u>書提供用識</u> <u>別符号の発</u> <u>行を行う場</u> <u>合（当該発</u> <u>行に係る戸</u> <u>籍電子証明</u> <u>書の請求が</u> <u>同条第1項</u> <u>の規定によ</u> <u>り同項に規</u> <u>定する電子</u> <u>情報処理組</u> <u>織を使用す</u> <u>る方法によ</u> <u>り行われた</u> <u>場合に限る。</u> <u>)における</u> <u>当該発行及</u> <u>び戸籍電子</u> <u>証明書提供</u> <u>用識別符号</u> <u>の発行に係</u> <u>る戸籍電子</u> <u>証明書の請</u> <u>求を行う者</u> <u>が同時に当</u> <u>該戸籍電子</u> <u>証明書が証</u> <u>明する事項</u> <u>と同一の事</u> </p>

伊勢原市手数料条例新旧対照表（4 / 10）

現 行		改 正 案	
			<p><u>項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>
<p><u>24</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項若しくは第5項の規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されて</u></p>	(略)	<p><u>25</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項、第3項、第4項若しくは第5項の規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</u>の交付</p>	(略)

伊勢原市手数料条例新旧対照表（5 / 10）

現 行		改 正 案	
<p><u>いる事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u></p>			
25 (略)		26 (略)	
		<p>27 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定</u></p>	<p><u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</u></p>

伊勢原市手数料条例新旧対照表（6 / 10）

現 行			改 正 案			
				<p>する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
26	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	(略)	28	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基</p>	(略)	

伊勢原市手数料条例新旧対照表（7 / 10）

現 行		改 正 案	
<p>づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>		<p>づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>	
<p><u>27</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の</p>	<p>書類1件につき 350円</p>	<p><u>29</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>

伊勢原市手数料条例新旧対照表（8 / 10）

現 行		改 正 案	
受理した書類を閲覧に供する事務		受理した書類を閲覧に供する事務 又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	
28～36 (略)		30～38 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリッ	1,180,000 円	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリッ	1,450,000 円

伊勢原市手数料条例新旧対照表（9 / 10）

現 行		改 正 案	
トル以上 5,000 キロリッ トル未満 のもの		トル以上 5,000 キロリッ トル未満 のもの	
イ 危険物 の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>1,410,000</u> 円	イ 危険物 の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>1,720,000</u> 円
ウ 危険物 の貯蔵最 大数量が 10,000 キロリッ トル以上 50,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>1,590,000</u> 円	ウ 危険物 の貯蔵最 大数量が 10,000 キロリッ トル以上 50,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>1,920,000</u> 円
エ 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>1,950,000</u> 円	エ 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>2,360,000</u> 円
オ 危険物 の貯蔵最 大数量が	<u>2,270,000</u> 円	オ 危険物 の貯蔵最 大数量が	<u>2,740,000</u> 円

伊勢原市手数料条例新旧対照表（10/10）

現 行		改 正 案	
100,000 キロリッ トル以上		100,000 キロリッ トル以上	
200,000 キロリッ トル未満 のもの		200,000 キロリッ トル未満 のもの	
カ 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上	<u>4,550,000</u> 円	カ 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上	<u>5,640,000</u> 円
300,000 キロリッ トル未満 のもの		300,000 キロリッ トル未満 のもの	
キ 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上	<u>5,820,000</u> 円	キ 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上	<u>7,240,000</u> 円
400,000 キロリッ トル未満 のもの		400,000 キロリッ トル未満 のもの	
ク 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上	<u>7,070,000</u> 円	ク 危険物 の貯蔵最 大数量が 400,000 キロリッ トル以上	<u>8,790,000</u> 円
のもの		のもの	
(6)～(12) (略)		(6)～(12) (略)	
4～17 (略)		4～17 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

伊勢原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

伊勢原市職員の給与に関する条例（昭和 29 年伊勢原市条例第 34 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

職員の定年年齢の引上げに伴い、行政職給料表（2）の適用を受ける職員の昇給について必要な措置を講ずるため提案する。

伊勢原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原市職員の給与に関する条例（昭和29年伊勢原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「58歳」の次に「（行政職給料表（2）の適用を受ける職員にあっては、60歳）」を加え、「（行政職給料表（2）の適用を受ける職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条の2 (略) (初任給、昇格等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 58歳以上の職員(行政職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。)で当該年齢に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職するものは、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第4条の2～第21条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第3条の2 (略) (初任給、昇格等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 58歳(行政職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては、<u>60歳</u>)以上の職員で当該年齢に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職するものは、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第4条の2～第21条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>

伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

伊勢原市特別職員の給与に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第19号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

本市の厳しい財政状況を勘案し、特別職員の給料について減額措置を講ずるため提案する。

伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原市特別職員の給与に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

29 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、市長にあってはその100分の5、副市長及び教育長にあってはその100分の2に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢原市条例第 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となったこと及び本市の一般職の職員の給与が改定されたことを踏まえ、本市の会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
 会計年度任用職員給料表（1）

号 給	給料月額	円
1	165,600	
2	166,600	
3	167,700	
4	168,800	
5	169,900	
6	170,900	
7	172,300	
8	173,600	
9	174,900	
10	176,100	
11	177,600	
12	179,100	
13	180,700	
14	181,800	
15	183,200	
16	184,600	
17	186,000	
18	187,300	
19	189,600	
20	191,800	
21	194,000	
22	196,200	
23	197,900	
24	199,400	
25	200,900	
26	202,400	
27	203,800	
28	208,000	
29	209,700	
30	211,400	
31	212,900	
32	214,400	
33	216,200	
34	217,900	
35	219,600	
36	221,100	
37	222,600	
38	224,100	
39	225,600	
40	226,800	
41	228,200	
42	229,600	
43	231,000	
44	232,400	
45	234,000	
46	235,500	
47	236,900	
48	238,100	
49	239,700	
50	241,200	

51	242,600
52	243,600
53	245,100
54	246,400
55	247,600
56	248,700
57	249,700
58	250,600
59	251,500
60	252,400
61	253,300
62	254,100
63	254,900
64	255,600
65	256,700
66	257,900
67	259,000
68	260,200
69	261,400
70	267,600
71	269,100
72	270,700
73	272,200
74	273,800
75	275,500
76	277,100
77	278,700
78	280,300
79	281,800
80	283,300
81	284,800
82	285,900
83	287,500
84	289,000
85	290,500
86	291,900
87	293,500
88	295,100
89	296,700
90	298,200
91	299,800
92	301,300
93	302,800
94	304,400
95	306,000
96	307,600
97	309,100
98	310,000
99	311,500
100	313,000
101	314,600
102	316,200
103	317,800
104	319,300
105	320,800

106	322,200
107	323,400
108	324,500
109	325,600
110	326,300
111	327,200
112	328,000
113	328,800
114	329,600
115	330,000
116	330,600
117	331,300
118	332,100
119	332,800
120	333,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第4条関係）
 会計年度任用職員給料表（2）

号 給	給料月額	円
1	143,300	
2	144,200	
3	145,200	
4	146,100	
5	147,100	
6	148,100	
7	149,100	
8	150,100	
9	151,200	
10	152,300	
11	153,400	
12	154,400	
13	155,300	
14	156,400	
15	157,500	
16	158,600	
17	159,500	
18	160,600	
19	161,800	
20	162,900	
21	164,000	
22	165,400	
23	166,700	
24	167,900	
25	169,000	
26	170,200	
27	171,400	
28	172,600	
29	173,700	
30	175,200	
31	176,700	
32	178,200	
33	179,600	
34	181,000	
35	182,500	
36	184,000	
37	185,400	
38	187,100	
39	188,800	
40	190,500	
41	192,200	
42	193,300	
43	194,700	
44	195,800	
45	196,800	
46	198,200	
47	199,400	
48	200,600	
49	202,100	
50	203,100	

51	204,000
52	205,100
53	206,200
54	207,200
55	208,100
56	209,100
57	210,200
58	211,200
59	212,100
60	213,000
61	213,900
62	214,500
63	215,200
64	216,000
65	216,800
66	217,300
67	217,800
68	218,300
69	218,800
70	219,400
71	220,000
72	220,500
73	220,800
74	221,100
75	221,400
76	221,700
77	221,900
78	222,300
79	222,600
80	223,000
81	223,200
82	223,700
83	224,000
84	224,300
85	224,600
86	224,900
87	225,200
88	225,500
89	225,800
90	226,100
91	226,400
92	226,700
93	227,000
94	227,400
95	227,700
96	228,000
97	228,200
98	228,500
99	228,800
100	229,100
101	229,300
102	233,900
103	234,500
104	235,200
105	235,800

106	236,300
107	236,800
108	237,300
109	237,800
110	238,400
111	238,900
112	239,400
113	239,900
114	240,400
115	240,900
116	241,400
117	241,800
118	242,300
119	242,800
120	243,300
121	243,800
122	244,300
123	244,700
124	245,200
125	245,600
126	246,000
127	246,400
128	246,800
129	247,200
130	247,600
131	248,000
132	248,500
133	248,800
134	249,100
135	249,400
136	249,900
137	250,400
138	250,900
139	251,200
140	251,700
141	252,200
142	252,700
143	253,000

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 新旧対照表（1 / 3）

現 行	改 正 案
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与</p> <p>第4条～第15条（略）</p> <p>第16条・第17条（略）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与</p> <p>第18条～第23条（略） （期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たり</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与</p> <p>第4条～第15条（略） （<u>勤勉手当</u>）</p> <p><u>第15条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第16条・第17条（略）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与</p> <p>第18条～第23条（略） （期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たり</p>

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 新旧対照表（2 / 3）

現 行	改 正 案
<p>の勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。) について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>の勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。) について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略） <u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の</u></p>

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 新旧対照表（3 / 3）

現 行	改 正 案
<p>第25条～第27条（略） 第4章・第5章（略） 別表第1（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">（略）</div> 別表第2（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">（略）</div></p>	<p><u>パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> 第25条～第27条（略） 第4章・第5章（略） 別表第1（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">改正規定のとおり</div> 別表第2（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">改正規定のとおり</div></p>

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年伊勢原市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、同法別表第2が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うため提案する。

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例（平成27年伊勢原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事
務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、「法別表第2の第
2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特
定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情
報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」
に改め、「利用」の次に「又は前項の規定による利用特定個人情報の利用」を、
「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行
する。

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
 条例新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>第3条（略） （個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄</u>に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定による<u>特定個人情報</u>の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該<u>特定個人情報</u>と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号</u>に規定する<u>特定個人番号利用事務</u>をいう。</p> <p>(8) <u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号</u>に規定する<u>利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>第3条（略） （個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長又は<u>教育委員会</u>は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定による<u>特定個人情報</u>の利用又は<u>前項の規定による利用特定個人情報</u>の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により<u>当該特定個人情報</u>又は<u>当該利用特定個人情報</u>と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
第5条・第6条（略） 別表第1～別表第3（略）	第5条・第6条（略） 別表第1～別表第3（略）

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について

伊勢原市介護保険条例（平成 12 年伊勢原市条例第 10 号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料の額を設定するほか、介護保険
法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢原市介護保険条例（平成12年伊勢原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「29,700円」を「31,941円」に改め、同項第2号中「46,200円」を「48,087円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「48,438円」に改め、同項第4号中「54,780円」を「58,266円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「70,200円」に改め、同項第6号中「76,560円」を「82,836円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「79,860円」を「87,750円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「99,000円」を「108,810円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「115,500円」を「126,360円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「138,600円」を「129,870円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上8,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」

に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)又は次号イ」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「151,800円」を「161,460円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上10,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「165,000円」を「203,580円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 168,480円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 186,030円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 202,176円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満で

ある者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,800円」を「20,007円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,800円」を「20,007円」に、「33,000円」を「34,047円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,800円」を「20,007円」に、「46,200円」を「48,087円」に改める。

第8条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第6号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊勢原市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（1 / 7）

現 行	改 正 案
<p>目次 （略）</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 保険料 （保険料率）</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「賦課額」という。）とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,700円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,780円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,560円</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法に基づく保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ(2)</u>、次号</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 保険料 （保険料率）</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「賦課額」という。）とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,941円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,087円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,438円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,266円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,836円</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法に基づく保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)</u></p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（2 / 7）

現 行	改 正 案
<p>イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79, 860円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第<u>1号イ(2)</u>、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99, 000円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第<u>1号イ(2)</u>、次号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>115, 500円</u></p>	<p>に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87, 750円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第<u>1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)</u>、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>108, 810円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第<u>1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)</u>、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126, 360円</u></p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（3 / 7）

現 行	改 正 案
<p>ア 合計所得金額が 3,200,000円以上 <u>5,000,000円</u>未満で ある者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しない もの</p> <p>イ 要保護者であって、その 者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を 必要としない状態となるも の（政令第39条第1項第 <u>1号イ(2)</u>、次号イ又は第 <u>11号イ</u>に該当する者を除 く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>138,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>5,000,000円</u>以上 <u>8,000,000円</u>未満で ある者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しない もの</p> <p>イ 要保護者であって、その 者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を 必要としない状態となるも の（政令第39条第1項第 <u>1号イ(2)</u>又は次号イに該 当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>151,800円</u></p>	<p>ア 合計所得金額が 3,200,000円以上 <u>4,200,000円</u>未満で ある者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しない もの</p> <p>イ 要保護者であって、その 者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を 必要としない状態となるも の（政令第39条第1項第 <u>1号イ</u>（同号イ(1)に係る部 分を除く。）、次号イ、第 <u>11号イ</u>、第<u>12号イ</u>、第 <u>13号イ</u>又は第<u>14号イ</u>に 該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>129,870円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>4,200,000円</u>以上 <u>5,200,000円</u>未満で ある者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しない もの</p> <p>イ 要保護者であって、その 者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を 必要としない状態となるも の（政令第39条第1項第 <u>1号イ</u>（同号イ(1)に係る部 分を除く。）、次号イ、第 <u>12号イ</u>、第<u>13号イ</u>又は 第<u>14号イ</u>に該当する者を 除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>161,460円</u></p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（４／７）

現 行	改 正 案
<p>ア 合計所得金額が <u>8,000,000円以上</u> <u>10,000,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ(2)</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア 合計所得金額が <u>5,200,000円以上</u> <u>6,200,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）</u>、次号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>168,480円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が</u> <u>6,200,000円以上</u> <u>7,200,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）</u>、次号イ又は<u>第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>186,030円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が</u> <u>7,200,000円以上</u></p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（5 / 7）

現 行	改 正 案
<p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>165,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,800円</u>とする。</p>	<p><u>10,000,000円未満</u>である者であり、かつ、<u>前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>202,176円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満</u>である者であり、かつ、<u>前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>203,580円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,007円</u>とする。</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（6 / 7）

現 行	改 正 案
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>33,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>46,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、<u>ロ及びハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ<u>又は第6号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,007円</u>」とあるのは、「<u>34,047円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,007円</u>」とあるのは、「<u>48,087円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、<u>第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定し</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（7 / 7）

現 行	改 正 案
<p>第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p>	<p>た当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年伊勢原市条例第 9 号）等の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第1項中「（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）」を削る。

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに

入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項6号中「診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「利用者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第180条第1項第3号中「診療所」を「医療法第1条の5第2項に規定す

る診療所」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」

を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第

6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡

回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに

に、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

（伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年伊勢原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」

という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。））」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。））」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」

という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

(伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年伊勢原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及

び第15条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を

加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面

接することができるものとする。

- (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15号第29号中「に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護

支援等条例」という。)第24条第3項(新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第106条の2(新地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス条例第63条の2(新地域密着型介護予防サービス条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第172条第1項(新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（1 / 49）

現 行	改 正 案
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6)～(10)（略）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（２／４９）

現 行	改 正 案
<p><u>前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>(11) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（3 / 49）

現 行	改 正 案
<p>第9条～第23条（略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7)（略）</p> <p>(8)（略） (9)（略）</p>	<p>第9条～第23条（略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7)（略） <u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (10)（略） (11)（略）</p>
<p>第25条～第33条（略） （揭示） 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	<p>第25条～第33条（略） （揭示） 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」とい</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４／４９）

現 行	改 正 案
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>第35条～第41条（略） （記録の整備） 第42条（略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略） (2) <u>第20条第2項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) （略） (4) <u>第26条第11項に規定する</u>訪問看護報告書</p>	<p><u>う。）</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第35条～第41条（略） （記録の整備） 第42条（略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略） (2) <u>第20条第2項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) （略） (4) <u>第26条第10項に規定する</u>訪問看護報告書 (5) <u>第24条第9号の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（5 / 49）

現 行	改 正 案
<p>(5) <u>第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p>	<p>(6) <u>第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(7) <u>第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（6 / 49）

現 行	改 正 案
<p>(12) (略)</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略) (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>当該同一敷地内の他の事業所、施設等</u>と一体的に</p>	<p>(11) (略)</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略) (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>当該他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（7 / 49）

現 行	改 正 案
<p>運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第50条 (略)</p>
<p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（８／４９）

現 行	改 正 案
<p>第５２条～第５７条（略） （記録の整備）</p> <p>第５８条（略）</p> <p>２ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第２８条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第５９条（略）</p> <p>第３章の２ 地域密着型通所介護</p> <p>第１節（略）</p> <p>第２節 人員に関する基準</p> <p>第５９条の３（略） （管理者）</p>	<p>第５２条～第５７条（略） （記録の整備）</p> <p>第５８条（略）</p> <p>２ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第５１条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第２８条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第５９条（略）</p> <p>第３章の２ 地域密着型通所介護</p> <p>第１節（略）</p> <p>第２節 人員に関する基準</p> <p>第５９条の３（略） （管理者）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（9 / 49）

現 行	改 正 案
<p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第3節 （略） 第4節 運営に関する基準</p> <p>第59条の6～第59条の8（略） （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略）</p> <p>(5) （略） (6) （略）</p> <p>第59条の10～第59条の18</p>	<p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 （略） 第4節 運営に関する基準</p> <p>第59条の6～第59条の8（略） （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略） (5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) （略） (8) （略）</p> <p>第59条の10～第59条の18</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（10/49）

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>第59条の20 (略)</p> <p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</p> <p>第59条の20の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第</p>	<p>(略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>第59条の20 (略)</p> <p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</p> <p>第59条の20の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（11／49）

現 行	改 正 案
<p>18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護</p>	<p>18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（12/49）

現 行	改 正 案
<p>以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 (略)</p> <p>第2款 人員に関する基準</p> <p>第59条の23 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の</u></p>	<p>以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 (略)</p> <p>第2款 人員に関する基準</p> <p>第59条の23 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（13／49）

現 行	改 正 案
<p>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3款 （略）</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>第59条の27～第59条の29（略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3)</u> （略）</p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p>第59条の31～第59条の36（略） （記録の整備）</p> <p>第59条の37 （略）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3款 （略）</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>第59条の27～第59条の29（略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p> <p><u>(7)</u> （略）</p> <p>第59条の31～第59条の36（略） （記録の整備）</p> <p>第59条の37 （略）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（14／49）

現 行	改 正 案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>第59条の38 (略)</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホー</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第59条の38 (略)</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホー</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（15／49）

現 行	改 正 案
<p>ム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～7 （略） （管理者）</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ</p>	<p>ム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～7 （略） （管理者）</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（16 / 49）

現 行	改 正 案
<p>し、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 共用型指定認知症対応型通所介護</p> <p>第64条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは</p>	<p>し、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第2款 共用型指定認知症対応型通所介護</p> <p>第64条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（17/49）

現 行	改 正 案
<p><u>指定介護療養型医療施設の運営</u> （第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする</u>。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない</u>。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第67条～第69条 （略）</p>	<p><u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営</u>（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第67条～第69条 （略）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（18／49）

現 行	改 正 案
<p>（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>（認知症対応型通所介護計画の作成）</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) （略）</p> <p>（認知症対応型通所介護計画の作成）</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（19／49）

現 行	改 正 案
<p>2～5 （略） 第72条～第78条 （略） （記録の整備） 第79条 （略） 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) （略） 第80条 （略） 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 （略） 第2節 人員に関する基準</p>	<p>2～5 （略） 第72条～第78条 （略） （記録の整備） 第79条 （略） 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) （略） 第80条 （略） 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 （略） 第2節 人員に関する基準</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（20／49）

現 行	改 正 案									
<p>(従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>									
<table border="1" data-bbox="316 987 762 1960"> <tr> <td data-bbox="316 987 427 1960">(略)</td> <td data-bbox="427 987 651 1960"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又 </td> <td data-bbox="651 987 762 1960">(略)</td> </tr> </table>	(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又	(略)	<table border="1" data-bbox="912 987 1353 1659"> <tr> <td data-bbox="912 987 1024 1659">(略)</td> <td data-bbox="1024 987 1241 1659"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院 </td> <td data-bbox="1241 987 1353 1659">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="912 1659 1353 1659" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院	(略)	(略)		
(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又	(略)								
(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院	(略)								
(略)										

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（21／49）

現 行	改 正 案						
<table border="1" data-bbox="236 398 691 533"> <tr> <td data-bbox="236 398 347 488"></td> <td data-bbox="347 398 579 488">は介護医療院</td> <td data-bbox="579 398 691 488"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="236 488 691 533">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="209 533 454 571">7～13 (略)</p> <p data-bbox="252 571 387 609">(管理者)</p> <p data-bbox="202 609 719 1944">第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）</u>に従事することができるものとする。</p>		は介護医療院		(略)			<p data-bbox="810 533 1056 571">7～13 (略)</p> <p data-bbox="853 571 989 609">(管理者)</p> <p data-bbox="802 609 1319 1108">第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p>
	は介護医療院						
(略)							

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（22/49）

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。） ）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第2項</u>及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第84条 (略)</p> <p> 第3節 (略)</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第87条～第91条 (略)</p> <p> （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。） ）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第84条 (略)</p> <p> 第3節 (略)</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第87条～第91条 (略)</p> <p> （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（23／49）

現 行	改 正 案
<p>能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>(7)</u> <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（24／49）

現 行	改 正 案
<p>第93条～第106条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第107条（略）</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない</p>	<p>第93条～第106条（略）</p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p> <p><u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第107条（略）</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（25/49）

現 行	改 正 案
<p>理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第110条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p>	<p>理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第110条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（26／49）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>第114条～第120条（略） （管理者による管理）</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第122条～第124条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第125条（略）</p>	<p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>第114条～第120条（略） （管理者による管理）</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第122条～第124条（略） （協力医療機関等）</p> <p>第125条（略）</p> <p>2 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（27/49）

現 行	改 正 案
	<p>療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（28／49）

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>第126条 (略) (記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、</p>	<p><u>快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第126条 (略) (記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項にの規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（29／49）

現 行	改 正 案
<p>第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（30／49）

現 行	改 正 案
<p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p>(1) <u>第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（31／49）

現 行	改 正 案
<p>(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該</p>	<p><u>げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> <u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ウ 緊急時の体制整備</u> <u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> <u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（32/49）

現 行	改 正 案
<p>指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 （略） 第4節 運営に関する基準</p> <p>第133条～第146条 （略） （協力医療機関等） 第147条 （略）</p>	<p>指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 （略） 第4節 運営に関する基準</p> <p>第133条～第146条 （略） （協力医療機関等） 第147条 （略）</p> <p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（33／49）

現 行	改 正 案
<p>(記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p><u>力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（34／49）

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第146条第3項に規定する結果等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第146条第3項の規定による結果等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（35／49）

現 行	改 正 案
<p>」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（36／49）

現 行	改 正 案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室 診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>第153条～第165条 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室 <u>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所</u>とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>第153条～第165条 (略)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（37／49）

現 行	改 正 案
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び<u>協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（38／49）

現 行	改 正 案
<p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>第168条～第171条 (略) (協力病院等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>	<p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>第168条～第171条 (略) (協力医療機関等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（39／49）

現 行	改 正 案
	<p><u>人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後</u></p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４０／４９）

現 行	改 正 案
<p><u>2</u> （略） 第173条～第175条 （略） （記録の整備） 第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) （略） （準用）</p>	<p><u>に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> （略） 第173条～第175条 （略） （記録の整備） 第176条 （略） 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) （略） （準用）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４１／４９）

現 行	改 正 案
<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、<u>第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定</p>	<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、<u>第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４２／４９）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">地域密着型介護 老人福祉施設の 基本方針並びに 設備及び運営に 関する基準</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 （略） 第 2 款 設備に関する 基準</p> <p>（設備） 第 1 8 0 条 ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の設備 の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 医務室 <u>診療所</u>とすること とし、入居者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器 を備えるほか、必要に応じて 臨床検査設備を設けること。 ただし、本体施設が指定介護 老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設である サテライト型居住施設につい ては医務室を必要とせず、入 居者を診療するために必要な 医薬品及び医療機器を備える ほか、必要に応じて臨床検査 設備を設けることで足りるも のとする。</p> <p>(4)・(5) （略） 2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 運営に関する 基準</p> <p>第 1 8 1 条～1 8 6 条 （略） （勤務体制の確保等） 第 1 8 7 条 （略） 2～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">地域密着型介護 老人福祉施設の 基本方針並びに 設備及び運営に 関する基準</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 （略） 第 2 款 設備に関する 基準</p> <p>（設備） 第 1 8 0 条 ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の設備 の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 医務室 <u>医療法第 1 条の 5</u> <u>第 2 項に規定する診療所</u>とす ることとし、入居者を診療す るために必要な医薬品及び医 療機器を備えるほか、必要に 応じて臨床検査設備を設ける こと。ただし、本体施設が指 定介護老人福祉施設又は指定 地域密着型介護老人福祉施設 であるサテライト型居住施設 については医務室を必要とせ ず、入居者を診療するために 必要な医薬品及び医療機器を 備えるほか、必要に応じて臨 床検査設備を設けることで足 りるものとする。</p> <p>(4)・(5) （略） 2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 運営に関する 基準</p> <p>第 1 8 1 条～1 8 6 条 （略） （勤務体制の確保等） 第 1 8 7 条 （略） 2～4 （略）</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４３／４９）

現 行	改 正 案
<p>5 (略)</p> <p>第188条 (略) (準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合で</p>	<p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第188条 (略) (準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われてい</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４４／４９）

現 行	改 正 案
<p>あつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、同条第７号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１８９条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。</p> <p>第９章 看護小規模多機能型居宅介護 第１節 (略) 第２節 人員に関する基</p>	<p>ない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、同条第７号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１８９条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。</p> <p>第９章 看護小規模多機能型居宅介護 第１節 (略) 第２節 人員に関する基</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４５／４９）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">準</p> <p style="text-align: center;">（従業者の員数等）</p> <p>第 1 9 1 条 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>8 ～ 1 4 （略） （管理者）</p> <p>第 1 9 2 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p style="text-align: center;">準</p> <p style="text-align: center;">（従業者の員数等）</p> <p>第 1 9 1 条 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>8 ～ 1 4 （略） （管理者）</p> <p>第 1 9 2 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４６／４９）

現 行	改 正 案
<p><u>所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>第193条 （略）</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第196条 （略）</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(6) （略）</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>第193条 （略）</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第196条 （略）</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア 身体的拘束等の適正化の</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４７／４９）

現 行	改 正 案
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>第198条～第200条 (略) (記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20</p>	<p><u>ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>第198条～第200条 (略) (記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第197条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４８／４９）

現 行	改 正 案
<p>条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第２８条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第２０２条 第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで及び第１０６条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応</p>	<p>条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第２８条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第２０２条 第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで、<u>第１０６条及び第１０６条の２</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・</p>

伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（４９／４９）

現 行	改 正 案
<p>型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第１０章 （略）</p>	<p>随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第１０章 （略）</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（1 / 16）

現 行	改 正 案
<p>目次 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第5条 （略） （管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第5条 （略） （管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（２／１６）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">護</p> <p>第 8 条 （略） （利用定員等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）の運営（第 4 4 条第 7 項及び第 7 1 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」と</u></p>	<p style="text-align: center;">護</p> <p>第 8 条 （略） （利用定員等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第 4 4 条第 7 項及び第 7 1 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（3 / 16）

現 行	改 正 案
<p>いう。) について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第11条～第31条 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応</p>	<p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第11条～第31条 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（４／１６）

現 行	改 正 案
<p>型通所介護従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要 事項を掲示しなければならない。 い。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、<u>前項に規定す る事項</u>を記載した書面を当該指 定介護予防認知症対応型通所介 護事業所に備え付け、かつ、こ れをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、<u>同項</u>の規 定による掲示に代えることがで きる。</p> <p>第 3 3 条～第 3 9 条 （略） （記録の整備） 第 4 0 条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、利用者に対す る指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日 から 5 年間、保存しなければなら ない。 (1) （略） (2) 第 2 1 条第 2 項に<u>規定する</u> 提供した具体的なサービスの 内容等の記録</p>	<p>型通所介護従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要 事項（以下この条において単 に「<u>重要事項</u>」という。）を掲 示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記 載した書面を当該指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所に 備え付け、かつ、これをいつで も関係者に自由に閲覧させるこ とにより、<u>前項</u>の規定による掲 示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。</u></p> <p>第 3 3 条～第 3 9 条 （略） （記録の整備） 第 4 0 条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、利用者に対す る指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日 から 5 年間保存しなければなら ない。 (1) （略） (2) 第 2 1 条第 2 項の<u>規定によ る</u>提供した具体的なサービス の内容等の記録 (3) <u>第 4 2 条第 1 1 号の規定に よる身体的拘束その他利用者 の行動を制限する行為（以下</u></p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（5 / 16）

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>第24条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p><u>「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第24条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況</u></p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（6 / 16）

現 行	改 正 案						
<p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p><u>並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	(略)
(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	(略)					
(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、	(略)					

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（7 / 16）

現 行	改 正 案
<p>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>7～13 (略) (管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多</p>	<p>7～13 (略) (管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（8 / 16）

現 行	改 正 案
<p><u>機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）</u>、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っ</p>	

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（9 / 16）

現 行	改 正 案
<p>ている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第46条 （略）</p> <p> 第3節 （略）</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第49条～第52条 （略） （身体的拘束等の禁止）</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>第46条 （略）</p> <p> 第3節 （略）</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第49条～第52条 （略） （身体的拘束等の禁止）</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催</u></p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（10/16）

現 行	改 正 案
<p>第54条～第63条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条（略）</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に</p>	<p><u>するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第54条～第63条（略）</p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p> <p><u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条（略）</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（11／16）

現 行	改 正 案
<p>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第65条 (略)</p> <p> 第5節 (略)</p> <p> 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 人員に関する基準</p> <p>第71条 (略)</p> <p> (管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務</p>	<p>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第65条 (略)</p> <p> 第5節 (略)</p> <p> 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 人員に関する基準</p> <p>第71条 (略)</p> <p> (管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（12／16）

現 行	改 正 案
<p>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第73条 （略）</p> <p> 第3節 （略）</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第75条～第78条 （略） （管理者による管理）</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第80条～第82条 （略） （協力医療機関等）</p> <p>第83条 （略）</p>	<p>に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第73条 （略）</p> <p> 第3節 （略）</p> <p> 第4節 運営に関する基準</p> <p>第75条～第78条 （略） （管理者による管理）</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第80条～第82条 （略） （協力医療機関等）</p> <p>第83条 （略）</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（13／16）

現 行	改 正 案
	<p>2. <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3. <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4. <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規</u></p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（14／16）

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する</p>	<p><u>定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項の規定によ</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（15／16）

現 行	改 正 案
<p>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第78条第2項に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る</u>記録</p> <p>(5) <u>次条において準用する第36条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>次条において準用する第37条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並</p>	<p><u>る</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第78条第2項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る</u>記録</p> <p>(5) <u>次条において準用する第36条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>次条において準用する第37条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第</p>

伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（16 / 16）

現 行	改 正 案
<p>びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節（略） 第5章（略）</p>	<p>32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節（略） 第5章（略）</p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
条例新旧対照表（1 / 10）

現 行	改 正 案
<p>目次 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（2 / 10）

現 行	改 正 案
<p>第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、 指定介護予防支援の提供の開始 に際し、あらかじめ、介護予防</p>	<p>援センターの職務に従事するこ とができるものとする。 <u>3 指定居宅介護支援事業者である 指定介護予防支援事業者が第 1項の規定により置く管理者は、 介護保険法施行規則（平成11 年厚生省令第36号）第140 条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員（以下この 項において「主任介護支援専門 員」という。）でなければなら ない。ただし、主任介護支援専 門員の確保が著しく困難である 等やむを得ない理由がある場合 については、介護支援専門員（ 主任介護支援専門員を除く。） を第1項に規定する管理者とす ることができる。</u> <u>4 前項の管理者は、専らその職 務に従事する者でなければなら ない。ただし、次に掲げる場合 は、この限りでない。</u> <u>(1) 管理者がその管理する指定 介護予防支援事業所の介護支 援専門員の職務に従事する場 合</u> <u>(2) 管理者が他の事業所の職務 に従事する場合（その管理す る指定介護予防支援事業所の 管理に支障がない場合に限 る。）</u> 第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、 指定介護予防支援の提供の開始 に際し、あらかじめ、利用者又</p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
条例新旧対照表（3 / 10）

現 行	改 正 案
<p>サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 （略） 第7条～第11条 （略） （利用料等の受領） 第12条 （略）</p>	<p>はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 （略） 第7条～第11条 （略） （利用料等の受領） 第12条 （略） 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（４／１０）

現 行	改 正 案
<p>(保険給付の請求のための証明書 の交付)</p> <p>第 1 3 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第 1 4 条 指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び第 4 章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>	<p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書 の交付)</p> <p>第 1 3 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第 1 4 条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び第 4 章の規定（<u>第 3 2 条第 2 9 号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
条例新旧対照表（5 / 10）

現 行	改 正 案
<p>第15条～第22条の2（略） （揭示）</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による揭示に代えることができる。</p> <p>第24条～第29条（略） （記録の整備）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ（略） エ <u>第32条第15号に規定する評価の結果の記録</u></p>	<p>第15条～第22条の2（略） （揭示）</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第24条～第29条（略） （記録の整備）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ（略） エ <u>第32条第15号の規定による評価の結果の記録</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（6 / 10）

現 行	改 正 案
<p>オ （略）</p> <p>(3) <u>第17条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第31条 （略） （指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>オ （略）</p> <p>(3) <u>第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第17条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第31条 （略） （指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(2)の3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（7 / 10）

現 行	改 正 案
<p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>	<p><u>時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（８／１０）

現 行	改 正 案
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リ</u></p>	<p><u>電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受け</u> <u>ること。</u> <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（9 / 10）

現 行	改 正 案
<p>ハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ （略） (17)～(28) （略）</p> <p>第33条 （略） 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 （準用） 第34条 第3条から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）</u>」と</p>	<p>等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ （略） (17)～(28) （略） <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>第33条 （略） 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 （準用） 第34条 第3条から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。</u></p>

伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
 条例新旧対照表（10 / 10）

現 行	改 正 案
<p>あるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 （略）</p>	<p>）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 （略）</p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例新旧対照表（1 / 9）

現 行	改 正 案
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所に</u></p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（2／9）

現 行	改 正 案
<p>(管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 管理者が同一敷地内にある</p>	<p><u>において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> (管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 管理者が他の事業所の職務</p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（3／9）

現 行	改 正 案
<p>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p>	<p>に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又</u></p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（4／9）

現 行	改 正 案
<p>3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p><u>はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例新旧対照表（5 / 9）

現 行	改 正 案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>第7条～第14条</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><u>第15条</u> 指定居宅介護支援の方針は、<u>第3条</u>に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>第7条～第14条</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><u>第15条</u> 指定居宅介護支援の方針は、<u>第3条</u>に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2</u> <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的</u></p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（6／9）

現 行	改 正 案
<p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p>	<p><u>拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問するこ</u></p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（7 / 9）

現 行	改 正 案
<p>イ (略)</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、 法第115条の23第3項の 規定に基づき、指定介護予防 支援事業者から指定介護予防</p>	<p><u>とによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、 法第115条の23第3項の 規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定</u></p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（8／9）

現 行	改 正 案
<p>支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (略)</p> <p>第16条～第23条の2 (略) (掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>第25条～第30条 (略) (記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (略)</p> <p>第16条～第23条の2 (略) (掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）<u>を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第25条～第30条 (略) (記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記</p>

伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例新旧対照表（9 / 9）

現 行	改 正 案
<p>録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第18条に規定する市町村 への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録</u> 第4章・第5章 (略)</p>	<p>録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第15条第2号の3の規定 による身体的拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得 ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第18条の規定による市町 村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第28条第2項の規定によ る苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定によ る事故の状況及び事故に際し て採った処置についての記録</u> 第4章・第5章 (略)</p>

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和 30 年伊勢原市条例第 48 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の税率等を改める必要があるので提案する。

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和30年伊勢原市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.32」を「100分の6.2」に改める。

第5条中「21,000円」を「25,400円」に改める。

第5条の2第1号中「20,800円」を「18,000円」に改め、同条第2号中「10,400円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「15,600円」を「13,500円」に改める。

第5条の3中「100分の2.2」を「100分の2.22」に改める。

第5条の5中「7,800円」を「9,200円」に改める。

第5条の6第1号中「8,700円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「4,350円」を「3,250円」に改め、同条第3号中「6,525円」を「4,875円」に改める。

第6条中「100分の1.94」を「100分の1.96」に改める。

第7条の2中「7,500円」を「9,000円」に改める。

第7条の3中「7,200円」を「4,800円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「14,700円」を「17,780円」に改め、同号イ(ア)中「14,560円」を「12,600円」に改め、同号イ(イ)中「7,280円」を「6,300円」に改め、同号イ(ウ)中「10,920円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,440円」に改め、同号エ(ア)中「6,090円」を「4,550円」に改め、同号エ(イ)中「3,045円」を「2,275円」に改め、同号エ(ウ)中「4,568円」を「3,413円」に改め、同号オ中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号カ中「5,040円」を「3,360円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「12,700円」に改め、同号イ(ア)中「10,400円」

を「9,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,200円」を「4,500円」に改め、同号イ(ウ)中「7,800円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,600円」に改め、同号エ(ア)中「4,350円」を「3,250円」に改め、同号エ(イ)中「2,175円」を「1,625円」に改め、同号エ(ウ)中「3,263円」を「2,438円」に改め、同号オ中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号カ中「3,600円」を「2,400円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「5,080円」に改め、同号イ(ア)中「4,160円」を「3,600円」に改め、同号イ(イ)中「2,080円」を「1,800円」に改め、同号イ(ウ)中「3,120円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,840円」に改め、同号エ(ア)中「1,740円」を「1,300円」に改め、同号エ(イ)中「870円」を「650円」に改め、同号エ(ウ)中「1,305円」を「975円」に改め、同号オ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号カ中「1,440円」を「960円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,150円」を「3,810円」に改め、同号イ中「5,250円」を「6,350円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「10,160円」に改め、同号エ中「10,500円」を「12,700円」に改め、同項第2号ア中「1,170円」を「1,380円」に改め、同号イ中「1,950円」を「2,300円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,680円」に改め、同号エ中「3,900円」を「4,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（1 / 1 1）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日に属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.32</u> を乗じて算定する。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>21,000円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号にお</p>	<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日に属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.2</u> を乗じて算定する。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>25,400円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号にお</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（2 / 1 1）

現 行	改 正 案
<p>いて「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p><u>20,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,600円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>いて「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p><u>18,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,500円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表 (3/11)

現 行	改 正 案
<p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8, 700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4, 350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6, 525円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.94</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7, 500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7, 200円</u>とする。</p> <p>第8条～第20条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定</p>	<p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3, 250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4, 875円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.96</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9, 000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4, 800円</u>とする。</p> <p>第8条～第20条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（４／１１）

現 行	改 正 案
<p>する額を超える場合においては、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第１号、第２号又は第３号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１９項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から第１号、第２号又は第３号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第２７項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５０，０００円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条</p>	<p>する額を超える場合においては、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第１号、第２号又は第３号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１９項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から第１号、第２号又は第３号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第２７項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５０，０００円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表 (5 / 11)

現 行	改 正 案
<p>の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,560円</u></p>	<p>の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,780円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,600円</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（6 / 11）

現 行	改 正 案
(イ) 特定世帯 <u>7, 280</u> 円	(イ) 特定世帯 <u>6, 300</u> 円
(ウ) 特定継続世帯 <u>10, 920</u> 円	(ウ) 特定継続世帯 <u>9, 450</u> 円
ウ 国民健康保険の被保険者 に係る後期高齢者支援金等 課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項 に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5, 460</u> 円	ウ 国民健康保険の被保険者 に係る後期高齢者支援金等 課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項 に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6, 440</u> 円
エ 国民健康保険の被保険者 に係る後期高齢者支援金等 課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者 に係る後期高齢者支援金等 課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 <u>6, 090</u> 円	(ア) 特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 <u>4, 550</u> 円
(イ) 特定世帯 <u>3, 045</u> 円	(イ) 特定世帯 <u>2, 275</u> 円
(ウ) 特定継続世帯 <u>4, 568</u> 円	(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 413</u> 円
オ 介護納付金課税被保険者 に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（ 第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）1人につい て <u>5, 250</u> 円	オ 介護納付金課税被保険者 に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（ 第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）1人につい て <u>6, 300</u> 円
カ 介護納付金課税被保険者 に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>5, 040</u> 円	カ 介護納付金課税被保険者 に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3, 360</u> 円
(2) 法第703条の5第1項に 規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、法第 314条の2第2項第1号に 規定する金額（納税義務者並	(2) 法第703条の5第1項に 規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、法第 314条の2第2項第1号に 規定する金額（納税義務者並

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（7/11）

現 行	改 正 案
<p>びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>10,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(4) 特定世帯 <u>5,200円</u></p> <p>(5) 特定継続世帯 <u>7,800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,900</u></p>	<p>びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,000円</u></p> <p>(4) 特定世帯 <u>4,500円</u></p> <p>(5) 特定継続世帯 <u>6,750円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,600</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（8 / 11）

現 行	改 正 案
<p>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2, 175円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 263円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 750円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 600円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>	<p>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1, 625円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 438円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4, 500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 400円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（9 / 11）

現 行	改 正 案
<p>535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,080円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,120円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,740円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>870円</u></p>	<p>535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,840円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>650円</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（10/11）

現 行	改 正 案
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,305円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,440円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>975円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,800円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>960円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,810円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（11/11）

現 行	改 正 案
<p>金額を減額した世帯 <u>5,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,170円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p>	<p>金額を減額した世帯 <u>6,350円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,700円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,380円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,300円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,680円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,600円</u></p>
<p>第21条の2～第27条（略）</p>	<p>第21条の2～第27条（略）</p>

伊勢原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

伊勢原市国民健康保険条例（昭和 34 年伊勢原市条例第 96 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の公布に伴い、退職被保険者の被扶養者に係る規定を削除するほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢原市国民健康保険条例（昭和34年伊勢原市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を削る。

第4条第4号中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市国民健康保険条例新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条の2（略） <u>（退職被保険者の被扶養者）</u> 第3条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第6条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者とする。</p> <p>(1) <u>年間の収入が規則で定める額（60歳以上の者又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金の支給を受けることのできる者若しくはこれに準ずる者にあつては、別に規則で定める額）未満の被保険者で、当該被保険者に係る退職被保険者の年間の収入の2分の1未満であるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に準ずる者で、当該世帯の生計の状況を勘案して市長が認めるもの</u> （一部負担金）</p> <p>第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</u></p>	<p>第1条～第3条の2（略）</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</u></p>

伊勢原市国民健康保険条例新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第4条の2～第14条（略）</p>	<p>第4条の2～第14条（略）</p>

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例（平成7年伊勢原市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

小児医療費助成に係る対象年齢の適用範囲を見直し、養育者の医療費負担を軽減するとともに、子育て支援施策の一層の充実を図るため、所要の規定の整備を行いたいので提案する。

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例（平成7年伊勢原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢原市こども医療費の助成に関する条例

第1条中「小児」を「こども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「こども」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

第2条第2項中「小児を養育している者」を「保護者」に改め、同項各号中「小児」を「こども」に改め、同条第3項及び第4項中「小児」を「こども」に改める。

第3条第1項中「小児の」を「こどもの」に、「本市に住所を有する小児を養育している者で、その養育」を「保護者で、その監護」に改め、「行われるもの」の次に「（こどもの保護者がいない場合にあつては、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる当該こども）」を加え、同条第2項中「小児」を「こども」に改める。

第4条中「小児の」を「こどもの」に、「当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者」を「医療保険各法の規定により対象者」に改める。

第5条第1項中「小児」を「こども」に改める。

第6条中「小児」を「こども」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢原市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

(伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

3 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年伊勢原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項及び別表第2の1の項中「伊勢原市小児医療費の助成に関する条例」を「伊勢原市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例新旧対照表（1／4）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>伊勢原市小児医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>小児</u>に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって<u>小児</u>の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>小児</u>」とは、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した、又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した、若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）までの間にある者をいう。</u></p> <p>2 この条例において「<u>小児を養育している者</u>」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</u></p> <p>(2) <u>父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>伊勢原市こども医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>こども</u>に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって<u>こども</u>の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>こども</u>」とは、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>こどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</u></p> <p>(2) <u>父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしないこどもを監護し、かつ、その生計を維持する者</u></p>

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例新旧対照表（２／４）

現 行	改 正 案
<p>3 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>5 (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の小児に係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法</p>	<p>3 前項各号の「父」には、母がこどもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子であるこどもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該こどもは、当該父又は母のうちいずれか当該こどもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>5 (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例によりこどもの医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保護者で、その監護するこどもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの（こどもの保護者がいない場合にあっては、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる当該こども）とする。</p> <p>2 前項に規定するこどもの疾病又は負傷には、次のこどもに係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているこども</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法</p>

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例新旧対照表（3 / 4）

現 行	改 正 案
<p>律第164号)に基づく措置により医療を受給している<u>小児</u></p> <p>(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる<u>小児</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、<u>小児の疾病又は負傷</u>について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、<u>当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者</u>（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 <u>小児</u>の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 <u>小児</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。<u>ただし、満15歳に達する日以後の最初の3月31日を超</u></p>	<p>律第164号)に基づく措置により医療を受給している<u>こども</u></p> <p>(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる<u>こども</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、<u>こどもの疾病又は負傷</u>について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、<u>医療保険各法の規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 <u>こども</u>の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 <u>こども</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例新旧対照表（４／４）

現 行	改 正 案
<p><u>えて受給する者は、この限りでない。</u> 第 7 条～第 1 1 条 （略）</p>	<p>第 7 条～第 1 1 条 （略）</p>

伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条～第6条 (略)			第1条～第6条 (略)		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1 市長	伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成7年伊勢原市条例第32号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	伊勢原市こども医療費の助成に関する条例(平成7年伊勢原市条例第32号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊勢原市小児医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	1 市長	伊勢原市こども医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢原市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の重要事項について、インターネット上での公開に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1号」を「特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第2号」を「特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第2項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「「法第19条第1号に掲げる」を「「同号に

掲げる」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とを「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とに改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第39条第2項中「特定地域型保育事業所の法第19条第3号」を「特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「「法第19条第1号」を「「同条第1号」に改め、「を含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（1 / 12）

現 行	改 正 案
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（2／12）

現 行	改 正 案
<p>用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している</u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 （略） 第7条～第22条 （略） （<u>掲示</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければならない。</p>	<p>用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している</u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設</u>の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 （略） 第7条～第22条 （略） （<u>掲示等</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（3 / 12）

現 行	改 正 案
<p>第24条～第34条（略） 第3節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準） 第35条（略） 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別</p>	<p>第24条～第34条（略） 第3節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準） 第35条（略） 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（４／１２）

現 行	改 正 案
<p>利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ⑦中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ⑧中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど</p>	<p>利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ⑦中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ⑧中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（5 / 12）

現 行	改 正 案
<p>もの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項</p>	<p>もの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</u></p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（6／12）

現 行	改 正 案
<p>第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 (利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模</p>	<p><u>子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 (利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（7 / 12）

現 行	改 正 案
<p>保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該<u>特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものと</p>	<p>保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該<u>特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（８／１２）

現 行	改 正 案
<p>する。</p> <p>３・４ （略）</p> <p>第４０条～第４７条 （略） （定員の遵守）</p> <p>第４８条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第４６条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第４９条・第５０条 （略） 第３節 特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第５１条 （略）</p> <p>２ （略）</p> <p>３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条</p>	<p>３・４ （略）</p> <p>第４０条～第４７条 （略） （定員の遵守）</p> <p>第４８条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第４６条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第４９条・第５０条 （略） 第３節 特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第５１条 （略）</p> <p>２ （略）</p> <p>３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（9 / 12）

現 行	改 正 案
<p>まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは</p>	<p>まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（10／12）

現 行	改 正 案
<p>「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準） 第52条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に</p>	<p>保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準） 第52条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつ</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（11／12）

現 行	改 正 案
<p>あつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 補則 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は</p>	<p>ては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 補則 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は</p>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（12／12）

現 行	改 正 案
<p>提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第54条 (略)</p>	<p>提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第54条 (略)</p>

伊勢原市ふれあいの森設置条例及び伊勢原市御所の入森のコテージ
設置条例の廃止について

伊勢原市ふれあいの森設置条例（昭和 59 年伊勢原市条例第 17 号）及び伊勢原市御所の入森のコテージ設置条例（昭和 63 年伊勢原市条例第 4 号）を別紙のように廃止する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき、伊勢原市ふれあいの森日向キャンプ場及び伊勢原市御所の入森のコテージを廃止するため提案する。

伊勢原市ふれあいの森設置条例及び伊勢原市御所の入森のコテージ
設置条例を廃止する条例

伊勢原市ふれあいの森設置条例（昭和59年伊勢原市条例第17号）及び伊勢原市御所の入森のコテージ設置条例（昭和63年伊勢原市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市三ノ宮（以下略）
氏 名 大 木 克 美
生 年 昭和29年

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市下平間（以下略）
氏 名 鈴木雅之
生 年 昭和29年

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市見附島（以下略）
氏 名 重 田 千 秋
生 年 昭 和 3 9 年

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市子易（以下略）
氏 名 田 中 光 男
生 年 昭 和 2 2 年

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市東大竹（以下略）
氏 名 越 水 一 雄
生 年 昭和 2 7 年

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市小稲葉（以下略）
氏 名 麻 生 伸 一
生 年 昭 和 3 2 年

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市東大竹（以下略）
氏 名 古 屋 幸 男
生 年 昭 和 2 3 年

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

伊勢原市長 高 山 松 太 郎

提案理由

委員の任期満了（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市上粕屋（以下略）
氏 名 今 井 恵美子
生 年 昭和 2 4 年

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市栗窪（以下略）
氏 名 田 中 真紀子
生 年 昭和 36 年

令和 6 年 2 月 20 日提出

伊勢原市長 高 山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和 6 年 3 月 31 日）に伴い、新たに委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

伊勢原市農業委員会の委員の任命について

次の者を伊勢原市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市日向（以下略）
氏 名 梶 政 博
生 年 昭和28年

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

提案理由

委員の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、新たに委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

専決処分の報告について

令和5年10月7日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

専 決 処 分 書

令和5年10月7日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年1月22日

伊勢原市長 高山 松太郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和5年10月7日（土）午後3時55分頃 |
| 2 | 発 生 場 所 | 伊勢原市神戸378番地 環境美化センター敷地内 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 市外法人 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 経済環境部職員が、粗大ごみの受付業務中、相手方車両からの荷下ろしを手伝っていたところ、誤って粗大ごみを転倒させ、相手方車両の左後方ドアに損傷を与えた。 |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | 94,215円(相手方車両修理費に係る本市賠償額) |